

平成 26 年度事業計画

公益社団法人 日本文藝家協会

【 概要 】

日本文藝家協会は、2,500 余名の会員を擁する文芸家の職能団体としてその権利擁護と確立のための活動に併せ、文芸著作物の公平かつ広範な利活用のための活動、さらに文化・芸術の啓蒙、発展に寄与するための公益活動を展開している。

昨年度までの3年間は、公益社団法人にふさわしい活動の指針となる方向づけのため、①これまでの各事業の在り方を見直し、②協会の人的資源と特色を生かすべく研究し、③経費削減につとめ財力的体力の回復と維持を目指すこと、を執行してきた。加えて昨年度からは、④新しい公益事業モデルづくりのための調査研究を開始した。これらの活動をふまえ、本年度も一層の活動とその成果を目指したい。

また近年の、出版業界が主張する電子出版に関する新たな権利付与をめぐる動き、あるいは電子書籍契約書・著作物二次使用の許諾書類の複雑化など、出版に関わる大きな問題がひきつづき起きている。期日を限って契約や回答を求められる作家、文芸家だけでなく、電子書籍の出版者側、著作物の利用者側、そしてユーザーもそれぞれ喫緊の課題を抱えている現実がある。国内の電子出版事業の過渡期にあって派生しているこの一連の事態に対し、⑤電子出版に関するガイダンスとアドバイスの窓口となること、を活動に加えたい。いま協会に求められる公的役割として、知的財産権をめぐる整理された情報提供と広報を心がけ、また機能的な代理窓口としての期待に応えていきたい。

①～⑤の柱に基づき、平成 26 年度は以下の事業を行う。

公益事業 1 文芸普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

平成 23 年 7 月より開始した「文芸トークサロン」は通算 23 回を超え、会員および一般の文芸愛好者と作家をはじめ、評論家、研究者、編集者らとの文芸交流の場として定着している。今期もフィルム上映や開催後の録画のネット配信などを増やして、より広く公共に発信していく。また、文芸作品そのものについてだけでなく、文芸をめぐる電子書籍や知的所有権など、文芸の未来に関わるテーマについても各専門家、研究者を招いての積極的な企画を試行する。

またこれとは別に、「文藝年鑑 2014」の発行に合わせ、前年度の文芸全般を振り返る講演企画を書店との提携で行う。

初等中等教育国語科で俳句・短歌の実作が義務教育化されたのを受け、25 年度に NHK 出版より依頼のあった講師派遣については、地方会員との連携・交流などの有益性も見込めるため、協会の「出前授業プロジェクト」として具体的なプランを立ち上げ実行に移していく。

2) 文学碑公苑・講演会

静岡県・富士霊園内の〈文学碑公苑〉での文芸講演会を、今年度も開催する。昨年より、従来二日続けての「墓前祭」と「文学碑公苑・講演会」であったものを独立行事として開催した結果、参加者も増え好評であった。さらに参加者の利便に合うよう調査し、また講演後に近隣の美術館、文学館の見学や自然の散策といったコースの充実を工夫していく。

3) 著作権思想普及セミナー支援

今期も文化庁が主宰する著作権セミナー、全国の教育委員会や学校関係組織が開催する著作権思想普及のための講座等に、著作権管理部職員を講師として派遣する。また、近年は官庁の審議会や検討会だけでなく、出版界や政党の勉強会などへの出席要請が増えていることから、しかるべきデータをより迅速に提供できる体制を確立したい。とくに出版契約書や著作権をめぐる問題点、著作権の二次使用の許諾に関する実情など、著作権許諾業務を通じての当協会ならではの情報を、定期的に分析しまた蓄積していく。それらをもとに著作権思想、知的財産権に関するセミナープログラム、講師派遣等の「支援パッケージ」を研究し具体化につなげたい。

2 データベース事業

現在のホームページ上のイベント告知、編纂物紹介、声明文・要望書の発信、著作物使用の手続き案内等のコンテンツの見直しとアクセス数増加を図る。そのために他の関連団体のホームページ運営の調査、ホームページ代行各社の比較検討、予算の見積り等を行い報告書にまとめる。これまでも、著作権管理部として毎月、著作権管理委託者名簿を更新するなど許諾事業について情報を提供しているが、電子出版契約や著作物の二次使用、教育目的の許諾に関する課題といった新たなトピックをいち早く発信できるような運営方法を検討する。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑の発刊

編纂委員会は委員が増員され、25年度は当事業全般の運営方針の見直しと将来への展望を検討した結果、選考委員の任期制や経費節減を決定した。また各分野の年間の総括である「概観」の項目から従来のヴィジュアル・アートの分野を減らして、より文芸に特化した編纂を目指すこととした。デジタル入稿や校正作業をより完全にするためのフォーマットの改訂やデザインの工夫はひきつづき継続する。刊行時には昨年度同様、著作権使用の許諾状やニュースリリースなどに刊行案内を添え、販促の工夫を重ねる。

2) 文芸アンソロジーの発刊

今期も「文学」「代表作時代小説」「短篇ベストコレクション」「ベストエッセイ」と、文芸それぞれの分野の優れた作品を集めたアンソロジー本の編纂をし、各出版社から刊行する。加えて、戦後からの「文学」アンソロジーを編纂して「現代小説クロニクル・全10巻」として刊行する企画を講談社と進める。昭和文学を俯瞰し堪能できる貴重な図書とするべく、そのための専任編纂委員会を立ち上げる。前期は「文藝年鑑」「文学」「代表作時代小説」「短篇ベストコレクション」「ベストエッセイ」の協会編纂物を海外の日本文学、日本文化の研究施設、交流センターなど50か所余りに寄贈する事業を行った。その反応を踏まえ文芸普及事業としての見通しを探りたい。

4 文学モニュメント運営事業

自然のなかを散策しながら文学者の墓碑を慰霊できる「文学碑公苑」とその中心である「文学者之墓」は静岡県御殿場の富士霊園内にあり、年間を通じて文芸愛好家が訪れる、世界でも類を見ないモニュメントです。今期もこの協会の誇るべき公苑の環境整備につとめ、一般に公開する。また10月初旬には例年通り「墓前祭」を行う。公苑は設立から40年余りとなり、現在8基の墓碑が建っているが、次期の増設プランや長期的な展望を求められる時期であり、そのための調査・研究を開始する。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

昨年3月に会員へのアンケートを実施しつつ、紙面全体の刷新を図った。概ね好評であるが、会員相互の交流をより活発化するため、また高齢化する会員と協会とのつながりを密にするための編集の工夫を重ねていく。また、地方会員の文芸活動や同人誌の紹介など積極的に取り上げ紙面に反映させていきたい。こうした紙面のネットワーク機能を高めることを目標に、今年度も定期刊行物として「文藝家協会ニュース」を年10回発行する。

6 障害者等支援事業

これまでも協会では、社会福祉団体等の求めに応じて障害者等の支援を目的に「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物に関して無償で許諾事業を行ってきたが、さらに弱視児の学習環境や視聴覚障害者の読書環境について、積極的に配慮をしていく。今年1月に日本が批准した国連の「障害者権利条約」により、障害者のための国内法改正など環境の整備が期待されるからである。協会として何ができるのか、これまで以上にボランティア団体と情報交換をして、支援できる具体的なかたちを探っていく。

公益事業2 著作権管理事業

1 著作権管理事業

著作物使用に係る手数料収入は、これまで大きな収入であったDVD・パチンコ等の主要な原作者の著作権保護期間が切れるため今期は、減少の見込みである。しかし管理部の収入の約半分を占める教育関係の使用手数料は好調であり、公益性の高い教育分野での事業拡大のため今年度も著作権の啓蒙活動を展開し、管理委託者の増加に努める。また、昨年から実施し好評を得ている著作物使用許諾の手続き簡素化をさらに研究しすすめる。そのために協会データベース「K101」のシステム追加とメンテナンスを行う。それにより利便性の高い委託案内の実現を図るとともに、文化庁が構想する著作者不明の著作物を二次利用する際の「裁定制度」の効率化に合わせポータルサイトとの連携を準備したい。さらに将来は、蓄積データから委託者開拓のできるシステムづくりを検討する。25年度に二回実施した、文芸愛好家・地方会員と実作者が交流を楽しめる参加型の著作権思想普及の「出前イベント」を今期も計画、実行していく。

昨年、電子書籍の出版権創設の動きを踏まえて、文芸7社と協会との契約書に関する勉強会が開かれ、その後文芸に特化した電子書籍契約書を検討する「21世紀の契約書を考える会」が発足したが、これに協会として積極的に参加し、ひな型とガイドラインづくりに協力していく。また、今期から90周年記念事業の一端として、著作物使用に関するガイドブックの作成に着手する。協会の仕様に限定した小冊子から始め、著作権情報センター(CRIC)の協力も得ながら、将来は著作物使用全般を盛り込んだ内容とし、ホームページからもダウンロードできるテキストとしたい。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

平成11年に発足した一般社団法人 私的録画補償金管理協会(SARVH)は、私的録画著作権者協議会(会員11団体)、公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会、一般社団法人 日本レコード協会の3団体からなり、文藝家協会は、私的録画著作権者協議会の会員です。当協会は、平成12年度以来、SARVHを通じて、著作権法に基づく補償金制度である私的録画補償金の支払いを受け、その対象となる管理委託者に適正な分配事業を行ってきた。

しかし平成24年11月、一部の録画機器製造業者の補償金未払いから生じた損害賠償裁判で、最高裁がSARVHの上告を棄却、敗訴が確定し、当該訴訟は取り下げられた。今後の事業運営については

平成 25 年度、26 年度の 2 年間、共通目的事業を中心とする事業の存続を決定している。この間は従来の会費は納めることになるが、平成 25 年 11 月の分配をもって補償金の受け取りは終了する。したがって当協会の公益事業のひとつである私的録画補償金の分配事業について、今後の SARVH の動向のもとでの見直しが、今期から来期にかけて必要となる。

一般社団法人 私的録音補償金管理協会（SARAH）は平成 5 年 3 月に公益を目的とする社団法人として許可を受け、また文化庁長官から補償金制度のうち、私的録音にかかわる業務を行う団体としての指定を受けた。私的録音補償金は、SARAH より、私的録画補償金と同様に日本脚本家連盟に対して、文芸三団体分として支払われ、その後日本脚本家連盟より、私的録音補償金分配規程に定めのある分配点数に応じて、脚本家連盟の手数料等を差し引き、平成 25 年 3 月 27 日に 64,115 が当協会に支払われた。日本文藝家協会は、平成 25 年 6 月 15 日以降、当該補償金の対象の著作権管理委託者に送金対象額が 5 万円を超えた場合に順次送金を行っている。この私的録音補償金と教科書補償金等については、これまで通り管理委託者への分配事業を継続する。

公益事業 3 調査研究事業

1 広報・提案事業

文化庁、経済産業省などの要請に対して、引き続き協会の立場と公益活動の広報に努めるとともに、要望・声明・意見書を社会に発信して著作権思想の啓蒙、著作物の利用促進の周知を図る。また、一昨年来実施してきた賛助会員と教育関係各社との新年会、許諾申請担当者との勉強会などを通じて「実作者の著作権への考え」や「絶版本の作家の情報」を望む声など、現場の意見を収集できている。今後の新たな広報企画に活用していきたい。今期の「文芸トークサロン」も、文芸作品についてだけでなく電子書籍や著作権、出版社、書店の動向に関して総花的ではなく、最新のテーマに絞って取り上げる。また、文化庁主催の研修会への出講や「コピーライト」への寄稿なども積極的に行っていく。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

著作権継承者の求めに応じて、調査・作成する「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」事業を今年度も行い、公正な著作権の評価を税務署に提供していく。会員外からの問い合わせや依頼が増える傾向にあり、これを受けて、まだ一般に十分に周知されていない「評価意見書」の広報と啓蒙をすすめる。遺言信託業務を展開している銀行、税理・会計事務所またそれらの会報誌等に「意見書のお知らせ」を作成して配布、掲載をすすめる。

3 連絡仲介事業

一般からの問い合わせに対して調査をし著作権者との仲介をする業務に加えて、協会会議室の提供、貸出を行って人脈を結びつけ、新たな勉強会やワーキンググループの発足などに協力していく。近年の非会員、高校生や大学生からの契約書に関する相談と質問が多いことや出版契約書および電子出版契約に関する取材が増えていることを受けて、窓口としてより適切な対応をするために、職員へのセミナー参加や知的財産管理技能士の資格取得なども薦めていく。

以上